

平成 19 年 2 月 22 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「監査委員会報告第 63 号『諸税金に関する会計処理及び表示と
監査上の取扱い』の改正について」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○公開草案「2. 諸税金に関する会計処理及び表示 (1) 法人税、住民税及び事業
税 ④追徴課税額及び還付税額」について

1. 「法的手段」の定義について

「法的手段」という語句に「(行政争訟手続を含む)」を補記、あるいは「法的手段
等」に変更するなど、行政争訟手続も含むという点をより明確にすべきである。

(理由)

納税者が課税処分の当否を争う場合には、国税通則法により「不服申立前置主義」
が明定されているため、直ちに(民事)訴訟を提起することはできず、先ず行政上
の不服申立手続(原処分庁に対する異議申立又は不服審判所への審査請求
＝行政争訟手続)を踏む必要がある。また、不服審判所の裁決により納税者側
の主張が認められ原課税処分が不当とされた場合、原処分庁側からこれを争う
手段は認められておらず、訴訟・裁判に至らずに行政争訟手続のみで争いが決
着・終了するケースも多分にある。

本件文脈における「法的手段」という用語は、上記行政争訟手続も包含するも
のと解されるが(このことは、3段落目の、「法的手段を取った後の…、裁判にな
った場合は…」との記述からも、そのように理解される。)、「法的手段」とい
う用語は、一般的には、純粋な訴訟手続・裁判手続に限定して使用するケースも
多いと考えられる。

2. 還付可能性の判断材料の範囲について

「法的手段を取る会社の意思のみでは未納付額の不計上あるいは納付税額の仮払処理を行うことは適当ではない。」との記載は、誤解を招きかねないため削除し、還付可能性の総合的な判断材料として、法的手段を取る前の事情等(税理士・弁護士等第三者の意見書のみならず、税務調査段階における納税者及び課税庁の主張の記録等も含む)も含まれることが明白に読み取れるように記載すべきである。

(理由)

本公開草案では、「法的手段を取る会社の意思のみでは未納付額の不計上あるいは納付税額の仮払処理を行うことは適当ではない。」に続けて「法的手段を取った後の経緯・・・総合的に判断し・・・」と規定されているため、これを杓子定規に解釈すると、還付可能性を総合的に判断する際の判断材料は、実際に法的手段を取った後の事情等に限定されてしまい、結果として、現に法的手段を取る前においては、一切、仮払処理が認められないように読める。

しかしながら、更正処分等から不服申立を行うまでには通常2か月の申立期間が認められており、この間に事業年度末日を迎えた場合、不服申立前に一切仮払処理が認められないとすると不都合が生じる。また、(文字通り「法的手段を取る会社の意思のみ」で仮払処理を行うのが適当でないことはその通りであるとしても)通常、会社が法的手段に訴えるという重大事項を機関決定するにあたっては、税理士(法人)や弁護士に依頼して相当の情報収集や理論武装を行い、不服申立や訴訟の将来的な成り行きに相当程度自信をもっていることが多い。

したがって、実際に法的手段を取る前の事情等も、追徴税額の還付可能性を判断するうえで充分有力な材料になるものと考えられ、それらを考慮した結果、納税者側の主張に理ありと判断されるならば、法的手段実行前において仮払処理を行なっても何ら差し支えないものと考えられる。

3. 追徴税額の処理方法について

追徴税額の処理方法として、法的手段を実施する予定がある場合には、仮払処理を幅広く認め、その上で、還付可能性の「程度」に応じて引当金を計上するというような会計処理も、訴訟・裁判等の実態に即した柔軟な会計処理として容認されるべきである。

(理由)

本公開草案では、追徴税金を納付した場合の処理方法として、通常の方法処理または仮払処理の二者択一を想定しているように見受けられるが、本公開草案に規定するとおり、法的手段を取る場合における追徴税額の還付可能性を諸々の事情等から総合的に判断するのであれば、その還付「可能性」は、必ずしもゼロ

か 100%の二者択一ではなく、そこには「程度」が存在するのが通常であると考え
る。

4. 追徴課税の還付可能性の判断基準について

「追徴税額の還付可能性を判断する必要がある」に関して、還付可能性とは、
他の会計基準同様に、会社側が合理的に判断すべきであるのが原則と理解して
いるが、還付可能性の判断基準の例として、どのような事象を想定しているの
か、確認したい。

例えば、第1審で会社側が勝訴したが、国税当局が控訴中という状況の場合
では、当然にして「還付可能性がある」と考えられるが、他方、不服審判所の
裁決で却下となった後に会社側が訴訟を提起した場合でも「仮払処理」は認め
られるのか。

また、会社側が第1審敗訴、第2審勝訴のケースを想定した場合、第1審敗
訴後に費用処理を要求されるのであれば、第2審勝訴後には仮払金計上及び費
用戻入処理等が認められるものと考えられるため、結果として判決毎に損益の
著しい変動を余儀なくされる可能性があるが、いかに考えるべきか確認したい。

以 上